

論文

イギリス東インド会社の地域産業救済

—コーンウォール産鉱物資源の中国輸出

(一八世紀後半～一九世紀初頭) をめぐって—

水 井 万里子

キーワード

イギリス東インド会社 金属資源輸出 コーンウォール ナポレオン戦争

はじめに

本稿の目的は、一八世紀後半から一九世紀初頭、イギリスを含むヨーロッパ諸国間の戦争を背景に、イギリス東インド会社(以下E I C)の独占的な貿易特権とこれに対する国内の反発が増す中で、国内の特定地域を代表するような産業と、その製品のアジア市場への輸出を通じて構築された地域産業関係者とE I Cの相互関係を、コーンウォールの鉱物資源生産・輸出の事例から実証的に再検討することにある。

当該時期のE I Cは、一六〇〇年の設立以来、喜望峰以東の独占的な貿易特権を有してきたが、その特権への部分的参入をE I Cから認められイギリスやインドに拠点を置き活動する私貿易商人や、E I Cを通じてアジア市場に利害を持つイギリス国内の産業関係者たちから、アジアにおける独占的な貿易特権を開放するよう強く要求されていた。議会で制定される特許法によって二〇年ごとに更新される特許状をめぐり、一七九三年の更新に際して、E I Cは右のような要求の影響からその貿易特権に関して一定の

譲歩を余儀なくされたのである。さらに、一八一三年の特許状更新では、インド貿易におけるE I Cの独占の特権の喪失が決定的なものとなった。そして、一八三三年の特許状更新で、残されていた中国貿易についての特権も完全に失われ、一七世紀初頭からアジアにおいて展開されたE I Cの独占的なアジア貿易は自由化されるに至った。

概説的には、E I Cの独占貿易に対し、当該時期に議會を中心に対抗したのは、マンチェスターやリヴァプール、グラスゴウの綿織物を中心とする国内の製造業者であった。特に、彼らの主張するイギリス産の製品に関わる独占的な輸出の廃止が当時の議會の論点となり、結果、一八一三年の特許においてインド貿易の自由化が成立したことは研究史上で重視されている。彼ら製造業者に加えて、E I Cの独占的貿易を打ち破ることで利益を得る、イギリスとアジア間の送金を扱うロンドンの金融関係者や、上述の私貿易商人、アジア各地で現地の商人と連携しながらアジア域内の貿易を行うイギリス系の「カントリー・トレーダー」の役割もE I Cの特権縮小の動きに影響を与えた事実がこれまでに明らかにされてきたところである¹⁾。

こうした概説的理解に対して、E I C史研究で知られるポーエンは、一八世紀後半以降のE I Cの研究史を通観し、これまでの研究史における解釈ではアジアの独占貿易が失

われて行く過程が強調される一方、当該時期のE I Cの多様な貿易業務の実践面、特にイギリス製品の輸出とその意義については必ずしも十分に注目されてこなかったと主張する。さらに、一七九三年の特許法に関しても、独占的貿易の終焉と自由貿易への展開という側面からの検討が主としてなされてきたとする²⁾。

一 ポーエンモデルと南西部コーンウォルの鉱物資源

以下ではポーエンのモデルをやや詳しく検討し、ここで言及されるコーンウォルの鉱物資源のアジア輸出について実証的に考察する基点としたい。E I Cが独占するアジアへの輸出が一八世紀後半の製造業に積極的な意義をもったとする議論は、上記のような研究動向から、実証的な研究が不足したためこれまで顕在化しなかった。ポーエンは、E I C研究の先駆者の一人であるマーシャルの議論に依り、当該時期のE I Cがインドにおけるイギリスの帝国基盤の形成に主要な役割を果たしたことは評価するが、他方輸出業務の実態、およびアジア輸出がイギリス国内の諸産業に与えた積極的な影響についてはほとんど言及されていないと指摘する³⁾。

これを受けて、ポーエンは一八世紀後半、特に一七六〇

年代、および一七八〇年代後半から一七九〇年代初頭にかけての時期に、アジアへ向けた特定のイギリス製品の輸出が顕著な発展を示した統計データを英国図書館（以下BL）所蔵の東インド会社関連史料の精査をもとに提示し、次のような傾向を導き出した。EICによってアジアに輸出されたイギリス製品の年間平均輸出総額は、一八世紀初頭の二〇万ポンド強から一七八九—一七九〇年には二〇〇万ポンドを超え、一七九七—一七九八年の時期にはナポレオン戦争の影響があつてすら、一六四万ポンドに達していた。それぞれ、イギリスの総輸出額の二・六%、一四・六%、九%にあつた。また、一七九〇年代にはイギリス産の工業製品の一五・九%、原料の一・七%、食品の四・四%がアジア向けに輸出されたように、アジア市場は北大西洋に比べれば控えめであつたが、インドと中国という大きな市場をあわせれば、ヨーロッパ北部、北西部、南部の各市場へ向けた輸出の総額よりも、その輸出額は一八世紀を通して高くなる傾向があつた。アジア向け輸出商品の中核は、中世から近世にかけてイギリスの主要輸出品であつた毛織物と金属であつた。

ボーエンの指摘によれば毛織物製品各種、銅・鉛などの金属は、EICが構築した国内製品の供給システムを通してインドや中国といった市場に運ばれていた。アジア輸出

がイギリス各地の諸産業に影響を与えたことは、EICへの商品供給から以下のような相互の関係をみれば明らかである。コーンウォール州のすずや銅の産業、デヴォン州、グロスタ州、ノリッジの毛織物産業が短中期的に生き残るためには、EICの輸出が非常に重要であつた。EICは一八世紀末までに衰退を経験していた伝統的なくつもの国内産業を支援・救済し、アジアの需要に適応した製品の製造を各地域の製造業者に紹介・指導しながら、インドや中国などの製造技術の精密さを求められる市場において競争力のある商品を提供させた。このようなEICへの輸出用の国内製品の供給システムは、イギリスのアジア貿易と、ロンドンからイギリス各地域に広がる「イギリス帝国の腱」としてその役割が評価され、イギリスの鉱物資源である諸金属、鉄、鉛、銅、すずにかかわる事例は、毛織物と並びこのモデルを形作っている。

本稿がとりあげるコーンウォールの鉱物資源生産とEICのアジア輸出に関しては、まず一八世紀半ば以降までに銅の供給者が組織されるようになったことが注目される。銅の供給契約を結んだ精錬業者は、ウェールズ南部とコーンウォールに銅の精錬所を所有する者たちであつた。彼らは年一度ロンドンのEIC本社での契約時に価格と条件合意のために集まつたが、このうち一八世紀後半には増産を続

イギリス東インド会社の地域産業救済（水井）

けるコーンウォール地域の銅鉱業関連の諸会社が主要な位置を占めるようになり、銅の供給契約への新規参入の試みを防ぐために、時に協調して供給価格の値下げに踏み切ることにすらあったという。E I Cは一七三二年に初めてまとまった量のウエールズ産・コーンウォール産の銅のインド輸出を開始した。銅の輸出は順調に増加し、一七七〇年代に特に顕著に増え、一七八〇年代には年間一〇〇〇トンがアジアに向けて輸出されたが、これはイギリス産銅の年間生産量の六分の一から四分の一に達した。その後もE I Cによる銅のアジア輸出は年間一五〇〇トン程度を維持しており、一七九三年更新のE I Cの特許でもこの水準を維持することが約束されていた。

コーンウォール地域で算出されるもう一つの鉱物資源であるすずは、中世以来イギリスの主要な輸出品であった。しかし、E I C設立後、一七世紀前半にはアジア市場への輸出が短期的に試みられるが、後述するようにその過程で東南アジア産の豊富なすずの存在がE I Cに認識され、インド洋諸商人、中国の商人、オランダ東インド会社（以下V O C）など、アジア域内交易におけるアジア産すずの流通業者の活動に圧倒されるように市場への参入は大きく進まなかった。ポーエンの統計によれば、一八世紀後半を通じて堅調であったE I Cによるウエールズ産・コーンウォール

産銅や毛織物のアジア輸出と比較すると、コーンウォール産すずは一七五〇年代から一七八八年までE I Cの取引記録上のアジア輸出は皆無であった⁶⁾。その意味で、一七八九年から突然中国市場向けを中心にE I Cによって輸出されるようになったという事実は、ポーエンの提示する一八世紀後半のE I Cのアジア輸出による地域産業の救済を示したモデルの中でも異質なものであり、より詳しい検討が必要である。以下では上記のポーエンのモデルを手掛かりに、まず、コーンウォール産のすずがどのような地域に輸出されていたのかを、鉱物資源の世界流通に関してイギリスで影響力を持った同時代人の記述を中心に概観し、英国立公文書館（以下TNA）所蔵の大蔵局関連史料も用いて当時のコーンウォール産すずの輸出の実態を具体的に明らかにしていく。そのうえで当該時期のコーンウォール地域のすず生産とE I Cによるすずのアジア輸出について、すず生産者団体の会議議事録を軸に再構築したロウの先行研究と、B L所蔵のE I C本社役員会議事録を用いて、双方の団体の思惑と主張の差異を明らかにし、それぞれの立場を検討する。

二 一七八九年コーンウォール産すずのアジア輸出開始

すずのアジア輸出は一八世紀後半になってE I Cの取引

記録上に突然出現したが、これはE I Cの元被雇用者であるジョージ・アンウィンGeorge Unwinが著したアジア輸出に関する諸論文と、鉱物資源のアジア輸出の識者として彼がコーンウォルのすず産業関係者と結びついたことに起因したようで、当時の新聞諸紙ではアンウィンの見識を引用しつつE I Cによるすずのアジア輸出開始を記事として伝えている。アンウィンはE I Cに現地で雇用された期間を経てイギリスに帰国し、アジアを中心とする鉱物資源と市場の動向、そしてイギリス産鉱物資源の海外輸出の利益見通しに関する論文を著し、一九世紀初頭にはエスクワイアの称号を得た。アンウィンはE I Cに雇用されアジアに滞在中に、V O Cによるすずの中国方面への輸出に強い印象を抱いたことがその著作でうかがわれる。以下ではアンウィンの事業計画を機に始まったコーンウォル産すずのアジア輸出について、その概要を一八世紀後半以降の地域産業の視点から再構成し、後述のE I Cの対応と比較検討したい。

コーンウォルの工業化についてのロウの研究によれば、アジア輸出事業開始前のコーンウォルのすず産業において、イギリスのすず価格の下落は大きな問題となっていた。一七七二年の価格危機はアジア産のすず（後述のパンカすず）とのヨーロッパ市場での競合が一因であったとさ

れる。一七八八年にアジア産すずのヨーロッパ輸入量は年間五〇〇トン程度であったが、オランダは一八世紀半ば以降継続的にパンカすずの輸入によるコーンウォル産すずとの競合をヨーロッパで生み出し、結果的に生産地にすずの余剰を生み出す状況となった。一七七二年のイギリス国内のすずの価格が回復基調にあった時期には、コーンウォルのすず生産の減少がこれに影響を与えていた。しかし、その後一七七八年アメリカ独立戦争にフランスの参戦からヨーロッパ諸国が巻き込まれていき、一七九三年以降はナポレオン戦争が起こったことから、コーンウォル産のすずのヨーロッパへの輸出は停滞し、すずの余剰を地域に抱えさせることになった。

イギリス国内のすずの余剰の問題に対し、一七七二年において多様な解決策が模索されていた。ピューターやブリキといったすず合金・すずメッキ製品の生産をコーンウォルの採掘地域で実施すること、原料すずの低値が利益につながる有力な加工業者ロンドン・ピューター業者組合が握っていた輸出入すずの再精錬と国内流通の独占的な特権を生産地域に移譲すること、さらにすずの輸出諸関税を撤廃することなどが提案されていたのである。しかしこの時はロンドン商人がすず取引における議会の調査を回避し、国内加工業においてはブリタニアメタルという新たなすず

合金の製造技術の開発が合金原料としてのすずの国内市場と海外市場を拡大するようになった（アンチモンとすずの合金は一八世紀に鑄造法が確立され、最高品質のものは「ハードメタル」と呼ばれた）。一七七〇年に延べ板から鍛造する技術が開発された「ブリタニア・メタル」とよばれるピューターも純すず九割にアンチモンを加えた光沢のある製品で、高級感のある食器として当時消費が拡大した¹⁰⁾。

しかし、一七七八年にすずの生産・流通は再び窮地に落ちることになった。コーンウォールとロンドン間の国内の流通経路は私掠の危機が高まり、ジブタルタルの長期の籠城戦も利益率の高い地中海東部へのすず輸出の妨げとなった。一七八〇年にイギリスがオランダと開戦し、すずのヨーロッパ市場における混乱が予想された際、コーンウォールのすず鉱業関係者は、すずの集積・納税地として王権による特許を有する同州の五つのスタナリ・タウン¹¹⁾の一つである都市トウルロのすず商人で、鉱山投資家でもあるヘンリー・ローズウォーン Henry Rosewarne らの下に団結し、すず流通に関わる生産地域の関係者による団体を設立した。

この団体は同年春の会合で一ハンドレドウェイトあたり三ポンドの価格を地域のすずの売値として統一することで合意した。同団体によって指名されたロンドンとブリストルの「代理人」は、コーンウォールの生産者から受け

取ったすずの取引帳簿をつけることを求められ、すず仲買の詳細を明らかにするよう求められた。鑄造税徴収のための計量と刻印がスタナリ・タウンを巡回し定期的に行われる「コイナージ」の最中、ペンザンスで持たれた会合では、正式に「テイナーのアソシエーション (Tinners' Association)」(以後「協会」として発起する動議がだされた。この発起人のほとんどがトウルロより以西のすず鉱業の関係者であり、以降一八一八年までこの団体がすずの流通に大きな役割を果たした。メンバーは地域の商人、精錬業者、すず鉱山の所有者等で、鉱山ではたらく鉱夫たちの代表は含まれていなかった。鉱夫とその他の関係者に採掘されたすずが分配されるトリビュート制度によって、彼らの利害と鉱山所有者の利害はほぼ同一のものと生産地ではみなされた。当時の協会の会合では、流通にかかる保険のコスト上昇もあってロンドンのすず価格はコーンウォールより八シリング高く、ブリストルでも生産地より七シリング六ペンスほど高い値で取引されていると指摘された。やがて、協会は大規模な精錬業者で占められるようになった。協会は地域の商人と精錬業者がすずの取引を統制し優先するような組織となったが、一七八九年七月の会合で精錬業者ニコラス・ドニソン Nicholas Donnihorn を終身の議長として選出した。ドニソンは特別委員会を開きす

ずの低価格の調査を実施し、価格を上昇させるための方策を示唆した。これによれば、過剰生産と市場への在庫の供給を制限するという方針が採択された模様である。会合ではコーンウォル産せず取引改善計画を支持する人々に対して謝辞が送られ、前述のアンウィンに対しては「アジアにおけるせず取引について有益な情報をもたらした」と述べられた。アンウィンとドニソーンを通じて、生産地域とE I Cとの関係が構築されたことがうかがわれるが、一七八九年以降コーンウォル産のせずは銅の供給システムと同様に、毎年一定量を定価でE I Cに供給する両者の契約のもとでアジア輸出に向けられることになった。

三 せず輸出の傾向（一七七四—一八一〇年）

年間生産量の約半分を輸出に頼っていたコーンウォルのせず鉱業にとって、E I Cによるアジア輸出は戦争の影響を最小限にとどめることを可能にしたという点で、価格の問題を重要視するコーンウォルの業者が受け止めるよりも価値ある救済だったのではないだろうか。

オランダが既に参入していたインド洋以東のアジア産せずの交易網に、イギリス産のせずを持ち込むという一七八九年のアンウィンの大胆にも見える提案は、直後に

E I Cの輸出事業として実現し、その後一八二二年まで継続した。その間、ナポレオン戦争の最中にフランスによってひき起こされたイギリス産製品の対ヨーロッパ貿易のブロック、いわゆる「大陸封鎖」の影響でコーンウォル産せずの主要な市場であったフランス、オランダ、低地地方、ロシアなどへの輸出が激減する年もあり、コーンウォル地域のせず生産者はE I Cによるアジア市場への輸出に大きく依拠しながら、国内の諸金属加工業者に原料を供給しつつ産業を存続させることができた。

以下の表一、表二は、イギリス公文書館所蔵の関税関連の史料と、アンウィンの二つの論文のデータから、コーンウォル産のせずの輸出处と各地への輸出货量を一七七四年から一七八九年までの時期と、ナポレオン戦争期の一八〇四年から一八一〇年に分けて示し、比較したものである。

表一ではコーンウォル産のせずが英蘭戦争時の一七八四年から一七八七年を除き、オランダに多くが輸出されていたこと、またフランス革命直前の一七八八年にはフランス、ロシアがすずの大きな輸出处となっていたことがわかる。しかし、これらのヨーロッパ市場は一七八九年に縮小し、その損失を埋めるようにこの年E I Cによるせずのアジア輸出が始まったことがわかる。

表1
イギリスオランダ輸出地内訳1774-1789年

	1774	1775	1776	1777	1778	1779	1780	1781	1782	1783	1788	1789
Africa	2	0	1	3	0	0	1	5	0	5	3	3
Denmark	40	38	73	72	48	28	70	38	46	54	18	45
East Cou:	48	62	26	72	46	53	40	89	63	63	36	45
Flanders	95	89	113	161	98	182	712	556	768	112	36	30
France	185	213	406	287	98	0	0	0	0	169	666	271
Germany	83	74	69	101	86	131	125	270	167	115	135	248
Holland	412	309	248	482	417	829	816	409	7	460	260	390
Ireland	17	32	56	49	21	21	37	61	12	20	36	36
Italy	253	291	343	403	235	189	538	199	192	187	298	173
Portugal	27	48	64	137	16	53	85	34	115	57	50	30
Russia	412	246	477	325	81	295	137	218	323	222	401	0
Spain	255	116	153	155	48	75	0	0	0	130	127	166
Sweden	45	68	74	97	72	70	35	37	44	58	49	0
Turkey	134	80	157	108	5	3	0	19	3	42	118	211
Venice	29	31	33	7	0	69	0	86	0	29	0	0
North Ar:	14	0	0	71	4	0	2	2	0	16	2	3
West Ind:	12	19	72	11	0	3	4	7	3	2	7	5
colonies											6	30
Asia											0	698
Prussia											0	40
Malta											0	0
Total	2,071	1,721	2,315	2,559	1,282	2,004	2,615	1,740	1,753	1,752	2,295	2,424

TNA, T63/276A/222, 225 (1750-1789年)。

表2
イギリスオランダ輸出地内訳1804-1810年

	1804	1805	1806	1807	1808	1809	1810
Africa	4	4	2	1	2	13	0
Denmark	55	151	21	19	18	42	0
East Cou:	180	199	24	0	1	0	0
Flanders	0	0	0	0	0	0	56
France	0	0	0	0	0	0	352
Germany	58	77	60	0	0	24	63
Holland	31	0	0	0	6	26	0
Ireland	48	47	48	54	62	73	22
Italy	66	91	0	0	0	18	0
Portugal	57	55	36	30	9	8	4
Russia	0	0	0	0	0	0	0
Spain	15	2	0	0	7	9	3
Sweden	0	0	0	0	0	0	0
Turkey	144	296	251	0	0	41	50
Venice	0	0	0	0	0	0	0
North Ar:	6	3	0	0	0	1	0
West Ind:	9	11	9	10	10	11	5
colonies	1	2	0	1	0	7	6
Asia	852	375	690	700	800	390	0
Prussia	172	198	24	0	1	11	10
Malta	33	9	2	56	481	305	69
Total	1,731	1,520	1,167	871	1,397	979	640

Unwin, George, *Correspondence of George Unwin ... with a view of opening a market for Cornish tin and copper in Persia*. Truro, 1810より作成。

表二では一八〇六年の大陸封鎖が実施され、イギリス製品の輸出を禁じる地域がヨーロッパに広がった結果、表一と比べてすずの大陸輸出が激減し大きな影響を受けたことがわかる。ここで最も大きな輸出先でありつづけたのはEICのアジア市場（中国）であった。また、伝統的にコーンウォル産すずの良好な市場があった地中海東部レヴァント地域向けにも、トルコやマルタといった向け地への相当量の輸出があった。

アンウィンによればコーンウォル産のすずは、輸出に年間生産量のほぼ半分を依存してきたが、一八世紀後半、ヨーロッパを巻き込んだ戦争が起こる度に地域のすず産業は困難に陥った¹⁴⁾。大陸への輸出货量が短期的に減少すると国内のすずに余剰が生まれ、価格が低下したのである。生産者にとってさし当り有効なのは、毎年一括してコーンウォルのすずを定価で買い取る契約者を見つけることであった。この意味で、すずのアジア輸出は、この地域の産業が本来なら被っていたナポレオン戦争と大陸封鎖の影響から、関係者を救済したと考えられる。

四 EICとすずのアジア輸出

それでは、EICにとってすずのアジア輸出の開始はど

のように位置づけられていたのか、また、イギリス産すずとヨーロッパで競争するようになっていたアジア産のすずであったが、アジアでのすずの取引にEICはどのように参入しようとしたのであるか。以下ではアジアのすず流通とVOCの役割を概観したうえで、EICがアジアのすず取引に参入する前の状況を整理しておきたい。

一七世紀初頭EICが扱うコーンウォル産すずは、インド亜大陸、ペルシアといった主要な市場に持ち込まれていたが、アジア産すずの存在にすぐに直面した。マレー半島の港町マラッカでは、一五世紀から一六世紀初頭には既に、インド亜大陸各地の商人、スマトラのアチェ商人、トンキンや中国から来訪する商人が主体となって、スパイス、綿織物、すずを交換していた。マラッカにはマレー半島北方から貢物として当時のマラッカ王国にもたらされていたが、一六世紀前半ポルトガルが侵攻し、同地でのすず取引に一部参入することになった¹⁵⁾。

一七世紀初頭から東南アジアの主要な港町にVOCが参入を開始し、すずの流通もこれに大きく影響を受けた。VOCは現地支配者とすずの独占供給の契約を交わし、一七世紀後半にはマラッカだけでなく小規模な集積地にもオランダのすず取引に対する関与が広がっていった。インド洋に広がる既存のすずの流通はオランダの進出にともなって

縮小し、マラッカに集中していたはずの取引も一七世紀半ば以降はオランダの影響が薄いスマトラ島の港町アチェなどへ移動するようになった¹⁶⁾。VOCは一七世紀から東南アジアの各商館を介して本社を置くバタヴィアにせずを集積し、これをオランダ本国への持ち込み用とアジア域内交易用に分配した。後者については、当初インド亜大陸やペルシアといった市場、一八世紀後半からは中国や日本といった市場に東南アジア産のずずを持ち込んだ¹⁷⁾。

EICは一六二〇年代後半にVOCとの軋轢によって、ジャワ島のバンテン商館のみを残して、東南アジア以東、東アジアを含めた地域から撤退し、インド亜大陸を中心とした「ノースウォード (North Ward)」交易の構築に傾注した。EICの特徴はVOCとは異なりアジア域内交易に参入せず、もっぱら本国とアジア各地の商館との間の直接交易を志向したことにあったとされる。そのため、東南アジアを中心とするずずの交易にはEIC自体は表向き携わらず、アジア域内交易で活動するイギリスのカントリー・トレーダーが一七世紀後半からこの海域で東南アジア産のずずを若干量扱うに留まった¹⁸⁾。

アジア域内交易におけるずず流通をコントロールするために、上述のようにVOCはずず生産地・集積地を支配するマレー諸王国と契約を結んだが、実態としては、これを

すり抜けて多くのずずが現地の商人やイギリスのカントリー・トレーダー等の手に渡っていた。中国市場でずずは古くからず箔として宗教用の模擬紙幣に裏貼りされ需要が高かったが、一八世紀前半から茶貿易の伸長を背景に、茶葉を入れるためのずず製容器、またはずずが内に貼られた輸送用の容器の需要が一八世紀後半に大きく拡大したことを背景に需要が高まった。EICが一七八四年から商館を置くペナンは、一八世紀末までに貿易港として発展し、一七七〇年代以降にずず生産が盛んになったブーケット島（ジャンク・セイロン）からも同港経由でずずが中国に運ばれるようになった¹⁹⁾。

一八世紀末まで、EICが運ぶコーンウォル産のずずはインド亜大陸の商館への輸出が時に見られる程度であったが、イギリスのカントリー・トレーダーによるアジア産のずずのアジア域内における取引は、ペナン経由で広東との茶貿易と結びついて展開していった²⁰⁾。ところがVOCのずずの交易は一七六〇年代半ば、一七八〇年代をピークに一七九〇年代から取引量が減少した²¹⁾。この時期にEICはコーンウォル産の年間輸出货量（年間生産量の約半分）に相当するずずをアジア市場に向けて輸出し始めたのであった。EICがずずを輸出する中国では、ず箔の需要が大きく、アンウインはより多くのずずの消費を期待できると

考えていた。私貿易の利害も代表していたE I C役員の一
人、後述するデイヴィッド・スコット (David Scott) は、
年間一〇万ポンド相当のわずを中国市場に輸出可能と予測
していた。アンウインの主張では、オランダの中国貿易を
奪取できる可能性は高く、オランダが中国でわずと交換す
る主要な商品が茶であり、それらがまずオランダに荷揚げ
され、そこからイングランド北部やスコットランドに密輸
入されるケースを指摘して、イギリスの茶の関税収入にも
よい影響を与えるとする²²。そして、コーンウォル産のわず
のアジア輸出もイギリス—中国間の貿易バランスの修正に
貢献できるとされたのである。

五 わず鉱業関係者とE I Cの交渉

アンウインの議論に影響されて、コーンウォルの協会は
一七八九年九月二九日の会合でE I Cとの交渉のための委
員会を指名した。そして、生産地域のすべての精錬所にE
I Cの契約で定められた量のわずを供給できるよう調整さ
れ、精錬業者がコーンウォルからアジア輸出向けに直接す
ず取引をコントロールする基礎が整えられた。この時期の
国内市場のわず価格の上昇は顕著で、同年わず価格は一ト
ンあたり六五ポンドに達した。一七九〇年七月、協会議

長のドニソンは年間一二〇〇トンのコーンウォル産す
ず（現地の当該年間生産量の八分の三）の供給に合意し
た。協会は、喜望峰以東で売られるコーンウォル産すず一
トンにつき定額のコミッションをアンウインに支払うこ
と、およびE I Cとの契約事業に参加しないコーンウォル
のわず鉱業関係者に対してすずの精錬を行わないことを宣
言した。E I Cとの契約に沿って、協会が指名する精錬業
者に同年トウロコのコイネージに持ち込まれた全てのすず
が引き渡され、一七九一年一月までに地域のすずの価格は
一トンあたり七六ポンドに上昇した。この当時国内にあつ
たすずの余剰が消え、一七九二年五月にはE I C用に貯め
置かれていた地域のすず在庫から、国内需要に応えるため
にすずを借り受けることが検討されたほどで、国内のす
ず価格はこの時一トンあたり九〇ポンドに高騰していた。
一七八九年初頭からイギリス国内のすず価格が約五割上昇
したにもかかわらず、E I Cとの契約が当初の契約の売り
渡し価格のまま維持されたことが次の課題となり、生産地
域ではこの契約とE I Cへの反発が起こった²³。

ここで、E I Cの特権を揺るがす一七九三年の特許の更
新時期が訪れた。一七九〇年代初頭からE I Cはすずの輸
出にかかる諸関税を法により免除され、アジアへのすず輸
出は国家的に支援された事業となっていた。一七九三年の

イギリス東インド会社の地域産業救済（水井）

E I C 特許更新に際し、まず生産地域の協会の一部メンバーは彼らが求めるはずの高価格での買い取りをE I C が承諾しないのであれば、E I C 船を使用して更新後の特許が定めるはずの輸出货量のすべてをE I C にかわって輸出するという条項を特許法によって実現することを示唆して圧力をかけた。

コーンウォールの生産地域を悩ませていたはずの在庫を含めた多量のはずが、一七八九年からE I C に一括して買い取られたことから、国内価格の上昇が始まり、フランスによる私掠の問題がイギリスの海外貿易に強く影響した一七九六年でさえ、協会は戦争による直接的な貿易の停滞ではなく、E I C との契約である七二ポンドの買い取り価格がコーンウォール産はずの国内価格であった八八ポンドを大きく下回る事態をより深刻にとらえていた。一七九七年にはコーンウォールの生産の減少がE I C との契約遂行を困難なものにし、一七九八年一〇月にはついに協会はE I C へのはずの供給量を削減した。生産量の減少が続いた翌年一七九九年七月には八〇〇トンの年間供給契約にもかかわらず六〇〇トンしかE I C に引き渡せない旨協会から通知されたのである。需要が生産を上回る事態はナポレオン戦争が終結する一八一五年まで続き、対照的にはずの生産は一七九八年に年間二八二〇トン

に落ち込み、一八〇一年に二三〇〇トンまで落ち込んだ。続く五年間は年間二八二〇トン前後を推移し、一八一〇年には二〇〇〇トン以下にまで減少した。その後ナポレオン戦争が終わるまで年間平均生産量は二四〇〇トン前後なのであったが、戦後一八一六年にようやく三三五〇トンに回復、一八一七年には四一二〇トンに急増した。

一八世紀末からコーンウォールのはず生産が衰退する一方で、国内の需要は拡大したが、これには新興のブリキ製業の発達が影響した。しかし、ブリキ製原料として高まる国内はず需要にもかかわらず、コーンウォールのはず精錬業者中心の協会は一九世紀に入ってもE I C への供給契約の継続を決めていたようである。一八〇〇年八月ペンザンスのはず価格は一トンあたり九四ポンドに達し、トゥルロでの協会の同年一二月の会合では、国内需要に対応するためにE I C 用の在庫の一部をこれに充てている状況が報告された。ナポレオン戦争の影響でヨーロッパ大陸におけるはず市場が急激に衰退したためか、協会は一八〇一年一月にE I C への供給量を七〇〇トンに増加させた。協会はアインウィンとコーンウォールの州選出議員たちに交渉を依頼し、はず鉱業の窮状を訴えつつE I C による救済を願い一括買い取り価格の引き上げに応じるようを持ちかけることを決めた。一八〇一年八月の集会で協会はE I C と一トン

あたり七五ポンドで三〇〇トン年間供給する方針には合意したが、その後もコーンウォルのはず価格は上昇を続け、翌年には一トンあたり一〇〇ポンドに達した。一八〇二年七月の協会会合ではアンウィンに生涯年金三〇〇ポンドを与え、コイネージ後のはずのブロック一つにつき四一ペンスを徴収する権利を、彼の「コーンウォルのはず取引への貢献」に対して与えた。²⁶⁾

コーンウォルのはず生産は、高圧蒸気機関であるトレヴィシックのエンジンをコーンウォルの技術者が使用できるようになった一八三〇年代になるまで増産に転じることにはなかつた。これに加えてはず鉱業から銅鉱業へ地域産業への鉱夫の移動が起こり、その結果として一七九四年に銅の年間生産量は四三〇〇トンであったが、一八〇九年には七六二五トンへと急増した。²⁷⁾一七八九年以降協会が主導したEICへのアジア輸出用はずの契約供給は、一七七〇年代から八〇年代の懸案であった国内市場のはずの余剰を解消し価格の下落を食い止めるという目的をほぼ達成したと考えられる。しかし、国内のはず生産は減少し、はずの国内価格が上昇する一方で、EICへの一括供給の価格が長期にわたって廉価に据え置かれたことから、一九世紀に入る前には地域の鉱業関係者の間で不満が高まっていた。

史苑（第七八巻第一号）

六 EICの対応

以下では、一七九〇年以降のEICの役員会議事録を参照しながら、同社役員会がアジア輸出用のはずの供給を受けるために検討・決定した事項を追ってみよう。

役員会では、一七九〇年の七月に一二〇〇トンから一四〇〇トンという大量のはずを七三ポンド一〇シリングで、または一〇〇〇トンを七四ポンドで取引する計画が検討され、これは一七八九年とほぼ同じ要領であることがわかる。ここではドニソーンが役員会に招かれこの契約条件についてのヒアリングを受けた。²⁸⁾翌週の役員会で、一二〇〇トンのはずを前年と同じ価格で買い取ることに同意し、支払いは納品から二四ヶ月以内に行うとされ、八か月ごとに5%の利子をつけて行われることが決定された（戦時においては4%の利子とされた）。この年の納品分に対しては、翌一七九二年に二回に分けて総額四万ポンドが対価としてドニソーンに支払われている。²⁹⁾EIC役員会には同時期にはず取引に対する批判が寄せられており、役員会ではこれを共有しリスクについても検討していたことがうかがえる。³⁰⁾

事態が展開するのは、EICの特許が更新される一七九三年で、インド法一七八四年以降の政府の対応が起

点となった。重要なのは先述のスコットが政府中核のヘンリ・ダンダスの支持を得て一七八八年にE I Cの役員に昇格したことであった。ロンドンの東インド貿易における私貿易人の団体「エージェンシー・ハウス (Agency House)」の会頭として、スコットはロンドンの東インド利害における非E I Cの私貿易利害をけん引し、スコットランドのフォーファーシャー選出の下院議員となつて一七九〇年七月以降に政治的影響力を増した。スコットはほかのエージェンシー・ハウスのメンバーと同様にE I Cの独占するアジア貿易を自由化しようと望み、その特権廃止についても熱心であった。しかし、E I Cをめぐる利害の対立を経験した結果、スコットは大勢に差し障りがない複数のターゲットに批判を集中し、E I Cの独占の廃止と、非E I Cの私貿易人およびイギリス製造業者双方の利益のために、イギリスとインド間の私貿易の権利拡大を図つた。³²⁾

一七九三年三月初旬にはエクセターの毛織物業者から、E I Cが買い取るデヴォン州の毛織物が未仕上げの製品であつたため、同市で仕上げの工程を経た製品を輸出するよう要求がだされた。またマンチェスターの綿製造業者は再輸出向けを除くインドの綿製品のイギリス輸入禁止を新特許への要求として求めた。他に、リヴァ

プールの商人がケープ以東の貿易参入を求め、グラスゴーの製造業者ジョン・ダンロップは特許の有効期限を現状の二〇年から短縮し、インド綿の輸入を禁止、インドへの綿織機輸出の禁止を訴えた。最も議論を呼んだのはすべてのイギリス人商人がアジアに自分の船でイギリス製品を輸出しアジアの商品を輸入する権利について、これを許可されている外国船と同等の料金をE I Cに支払つて獲得するという案であつた。これとほぼ同じ時期にファルマス子爵等を代表としてコーンウォールのすぐ関係者がE I C船を使ったコーンウォール産の自前の輸出、特に中国輸出の許可を議会に願ひ出たのである。³³⁾

E I Cはダンダスからの五月六日付の書簡に対応した委員会で、同書簡に記載された毎年一定量のすずと銅を買い取る契約についても議論した。これに続きファルマス子爵と二人の州選出議員サー・フランシス・バセット、およびサー・ウィリアム・レモンがE I Cと協議を行った。彼らはE I Cに年間八〇〇トンのすずを七五ポンドの単価で、さらに一〇〇〇トンの銅を四種の製品に応じて九三ポンドから一〇五ポンドの単価で買い取るよう求め、ほぼ同等の条件でE I Cとコーンウォールのすずと銅の生産者たちは合意に達した。³⁴⁾その後一八一〇年、E I Cの特許が再度更新される一八一二年に相次いですずの中国輸出に関する

アンウインの著作が公刊され、コーンウォルのすず鉱業関係者はこれらを利用して、粘り強く買い取り価格の値上げを争点にE I Cと条件面での改善交渉を続けるが、E I Cは中国市場でのすず価格の下落を理由にこれに応じなかった。⁽³⁵⁾

一七九三年の特許更新に際して、イギリスの製造業者や商人たちがE I Cの特権に挑戦したが、それらは連携を欠くもので、加えて彼らの要求がこの当時E I Cの権利の縮小に値するような正当な主張とはみなされず、大きな成果は得られなかったとされる。この時コーンウォルの鉱山関係者も地域の名望家に依頼する形で、他の製造業者と並んでこの挑戦に参加したことが分かっている。⁽³⁶⁾しかし、一七九三年にE I Cの特許に挑戦した諸製造業者のうち、エクセターの毛織物業者と並び、コーンウォルのすず鉱業、銅鉱業関係者もE I Cのアジア輸出事業による恩恵を既に受けていたのは上述の通りである。コーンウォルの鉱山関係者はE I Cのアジア輸出がなければ立ち行かない状況であったから、一括買い取りの量や単価をより有利な条件にしてE I Cと契約を続行することを望んでいたようである。一七九三年特許時のコーンウォルからの要求は、同地のすず鉱業者の代表役を務めていた協会が交渉を有利に進めるためにとった一つの手段だったと考察できよう。E

I Cにとっては、同社が毎年の資本使用の1割相当分を国内製品の輸出にあてるよう特許法で義務付けられているため、既に国内の供給システムができあがっている「伝統的」諸産業との関係を悪化させるわけにもいかなかった。一八世紀後半のE I Cによるイギリス製品の輸出は、ボーエンが指摘するようなE I Cによる地域産業の救済という面があっただけでなく、両者の利害が相互に依存しあって時には対立していた点から再検討されるべきであろう。

おわりに

これまで述べてきたように、コーンウォルのすず産業関係者はナポレオン戦争の影響下、大陸封鎖によるイギリス輸出全般の混乱に際し、E I Cの中国へのすず輸出によって大きな恩恵を受けていた。しかし、本稿が対象とする時期の前半では、生産地域におけるすずの余剰の削減による価格の上昇が起こったにも関わらず、E I C向けの一括買い取り価格が契約上安価で固定され、結果として国内製造業の原料として高等していくすずの国内市場価格とは乖離が見られるなど課題が生じた。

すずの一括買い取りである先買(プレンプション(Pre-emption))の権利は中世以来王権が有していたが、大

イギリス東インド会社の地域産業救済（水井）

規模な先買はまず一六〇〇年から一六四三年の時期に実施された。この時期にはロンドンのレヴァント会社とE I Cが、輸出独占権とあわせてまずの先買業務を王権から請負い、オスマン帝国支配域に加え、ペルシアやインドといった喜望峰以東の地域にまずを運んだ。また、一八世紀初頭のスペイン継承戦争の時期にアン女王が自ら先買権を行使し、王権主導で年間に生産される全てを買い取った。この時期はシヴィルリストで保証された王権の予算を使って買い取ったずをロンドン塔で保管し、王立鑄造所がずの売買を管理したが買い手がなかなか見つからず、王権はずの在庫で大きな負債を出した。一七八九年のE I Cのず一括買い取り契約も、直後に始まるフランス革命やナポレオン戦争によって行き場を失ったコーンウオル産のずとその生産者にとって、上記の事例に準じるような大規模な救済であったととらえることができる。しかし、長期に渡る固定価格での一括買い取りの実施は国内の市場価格の変動には対応できず、一七世紀前半の事例と同様に、本稿が検討した一九世紀初頭の事例においても生産者の不満が募ることとなった。³⁷⁾

本稿では十分に論じられなかったE I Cの一八一三年の特許更新とその後の国内産業の状況について、今後の実証課題として取り組むことを示して筆をおきたい。

註

- (1) 当該時期のイギリス東インド会社史概要は以下を参照。
 Chaudhuri, K.N., *The Trading World of Asia and the English East India Company 1660-1760*, Cambridge, 1978; Furber, H., *Rival Empires of Trade in the Orient, 1600-1800*, Minneapolis, 1976; *The Oxford History of the British Empire*, vol. II, *The Eighteenth Century*, Marshall, P. J(ed.) Oxford, 1998; Webster, A., *The Twilight of the East India Company*, Woodbridge, 2009; Marshall, P. J., *Problems of Empire, 1757-1813*, London, 1968. および浜渦哲雄『イギリス東インド会社』中央公論社 二〇〇九年。
- (2) Bowen, H.V., 'Sinews of Trade and Empire: the Supply of Commodity Exports to the East India Company during the Late Eighteenth Century', *Economic History Review*, 55(3), 2002, pp.466-486. 特に pp.478-480 を参照。
- (3) Marshall, *Problem of Empire*, p.92.
- (4) Bowen, 'Sinews of Trade', pp.467-471.
- (5) Bowen, 'Sinews of Trade', p.479. 当該時期の世界の銅市場におけるイギリス産銅の動向については Shimada, R., *The Intra-Asian Trade in Japanese Copper by the Dutch East India Company during the Eighteenth Century*, Leiden, 2006, pp.71-77, pp.79-80 を参照。
- (6) Bowen, 'Sinews of Trade', pp.472-473.
- (7) 17 November, 1789, *Public Advertiser*. ナポレオン輸出の免税特権をEICに付与するための議合法案審議については 04 February, 1790, *Whitehall Evening Post* を参照。
- (8) アンソウソンの編者は以下のこと。 Unwin, G., *Letters, remarks, & c. with a view to open an extensive trade in the article of tin, from the County of Cornwall to India, Persia, and China*, London, 1790; Unwin, G., *Correspondence of George Unwin ... with a view of opening a market for Cornish tin and copper in Persia, Truro, 1810*; Unwin, G., *To the noblemen, Gentlemen, and Adventurers, interested in the Tin Mines of Cornwall*, London, 1812. アンソウソンのことについては Craik, G.L., *The Pictorial History of England. During the Reign of George the Third: 1792-1802*, London, 1841 を参照。
- (9) Rowe, J., *Cornwall in the Age of the Industrial Revolution*, St Austell, 1953, pp.165-171.
- (10) Hatcher, J., and Barker, T.C., *A History of British Pewter*, London, Longman, 1974, pp.1-2, 227-228, 287-288.
- (11) 当該時期のコーンウォールのスタナリ・タウンは「リスカーズ (Liskeard)」、ロストウエイズ (Lostwithiel)」、トウナル (Truro)」、ヘルストーン (Helston)」、ペンザンス (Penzance) の5つであった。 Jenkin, A.K. Hamilton, *The Cornish Miner*, London, 1927, p.38.
- (12) Bowen, 'Sinews of Trade', pp.479-480.
- (13) モーロンは各国の貿易への大陸封鎖を含む当該時期の戦争の影響については 'O'Rourke, K.H.O., 'The World wide Economic Impact of the French Revolutionary and Napoleonic Wars', *Journal of Global History*, 1, 2006, pp.123-149 を参照。
- (14) 一八世紀後半「戦時と平時では一八世紀後半」を参照。

イギリス東インド会社の地域産業救済（水井）

- たり戦時三ポンド台前半、平時になると二ポンド台前半に
コーンウォールのすず取引価格は高下したとされる。Unwin,
Letters, p.29.
- (15) Irwin, G.W., 'The Dutch and Tin Trade in Malaya in the
Seventeenth Century', in *Studies in the Social History of
China and Southeast Asia*, eds., J. Chen and N. T'arling,
London, 1970, pp.267-287, 111頁-115頁 pp.268-269, p.273.
- (16) Arasaratham, S., *Maritime Trade, Society and European
Influence in Southern Asia, 1600-1800*, Aldershot, 1995,
pp.481-483, 487-489.
- (17) 島田竜登「一八世紀におけるオランダ東インド会社の錫
貿易に関する数量的考察」『西南学院大学経済論集』四四（二）
三）'二〇一〇年'一九九-二二三頁、特に二〇五-二〇七頁。
- (18) Bassett, D.K., 'British "Country" Trade and Local Trade
Networks in the Thai and Malay States, c.1680-1770',
Modern Asian Studies, 23, 4, 1989, pp.625-643, 特
pp.637-639; Bassett, D.K., *The British in South-East
Asia during the Seventeenth and Eighteenth Centuries*,
Occasional Papers, No.18, Centre for South-East Asian
Studies, University of Hull, 1990, pp.5-7.
- (19) Hussin, N., *Trade and Society in the Straits of Melaka*,
Copenhagen, 2007, p.45; Van Dyke, P.A., *The Canton
Trade*, Hong Kong, 2005, pp.148-150; Basset, 'British
'Country' Trade', p.637; 島田「オランダ東インド会社
の錫貿易」'二〇八頁。
- (20) Hussin, *Trade and Society*, pp.55, 59.
- (21) 島田「オランダ東インド会社の錫貿易」'二一六頁。
- (22) Bowen, 'Sineus of Trade', pp.472-475.
- (23) Rowe, *Cornwall*, p.172.
- (24) Webster, *Twilight*, p.33.
- (25) Rowe, *Cornwall*, p.173.
- (26) Rowe, *Cornwall*, p.174.
- (27) Rowe, *Cornwall*, p.175.
- (28) 以下EICの役員会議事録参照。British Library
(hereafter BL), OIOC, B/111, p.313.
- (29) BL, OIOC, B/111, P.360.
- (30) BL, OIOC, B/111, p.905; B/116, p.753.
- (31) BL, OIOC, B/111, p.386.
- (32) Webster, *Twilight*, pp.29-31. スコットについては鹿野
美枝「小ピット政権下イギリスのインド政策—ヘンリ・ダ
ンタスの影響力—」七八三—九三年』『史苑』七六（一）'
二〇一五年'二九—五三頁、四三—四四頁が詳しい。
- (33) Webster, *Twilight*, pp.33-34.
- (34) BL, OIOC, B/117, pp.75-6.
- (35) 一八一二年のEIC議事録参照。BL, OIOC, B/154,
pp.1311-1313; B/155, p.639.
- (36) Webster, *Twilight*, pp.35-36; 浜渦『イギリス東インド会社』
九一—九八頁。
- (37) 先買については拙稿「近世イギリスのすず産業—すず先
買制導入期（1595-1607年）を中心に」『史苑』六一（二）'
二〇〇一年'二九—五〇頁、拙稿「近世イギリスにおける
鉱物資源と財政」『九州工業大学研究報告（人文・社会科学）』
六一号'二〇一三年'七一—八四頁、および拙稿「近世イ
ギリスのスタナリ議会」青木康編『イギリス近世・近代史

と議會制統治』、吉田書店、二〇一五年、二五三―二七六頁
を参照。

(九州工業大学教養教育院教授)

史苑 (第七八卷第一号)

The English East India Company and its Support for the Local Industries: the Tin Industry in Cornwall and the Tin Export to Asia from 1789

MIZUI, Mariko

This article explores the relationships between the English East India Company □hereafter EIC□ and the local mining industry which led the local economy in Cornwall during the period from the end of 18th century to the beginning of 19th century, particularly in a difficult economic environment during the Napoleonic Wars. By that time, the EIC faced with the antipathy of the domestic industries because of its monopolistic trade with Asia, while EIC maintained the supply from the local ‘traditional’ industries for their export trades, namely iron, lead, copper, and tin, as much as wool, as Bowen argued. Tin from Cornwall started to be exported by EIC only in 1789, which seems to have been the sudden entry into the Asian market compared to other commodities.

Until then, the tin industry in Cornwall suffered the oversupply of tin which often caused the slump of tin price. At that time, George Unwin, a former employee of EIC, made a scheme to export Cornish tin to China, where the large market for the Asian tin existed. This market attracted the local tin industry immediately. The owners of the smelting houses with local tin merchants organized the Association of the Tinners for negotiating with EIC regarding tin exports to Asia. EIC started to export Cornish tin to China from 1789 to 1822 under the contract that the Association annually supplied 600 tons to 1200 tons at the fixed rate. As long as the tin exports to Asia continued during the Napoleonic Wars, the tin industry in Cornwall secured the export markets despite the Continental blockade.

However, though the surplus of the domestic tin market had lessened by the collective purchase by EIC, the tin price began to rise in addition to the increase in the demand for the domestic metal industries such as the tin-plate industry. The Association kept demanding for the rise of the purchase price to EIC. Yet the Company refused it for the reason of the low price of tin in the Chinese market. As a result, the Association asked for the private trade of Cornish tin to Asia at the renewal of their charter in 1793. It seems that the relationship between EIC and the tin industry could not be maintained well during those period in which the matter of the price had been seriously argued.